

(新)

重点区域 ⑤ 佐久島地区：西尾市	
対象区域	佐久島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



(旧)

重点区域候補 ⑤ 佐久島地区：一色町	
対象海岸	佐久島港港内海岸佐久島地区南岸 色海岸佐久島地区海岸
対象区域	一色町の佐久島外周全域
海岸管理者	県（河川課）、一色町



改定内容
・修正

(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		底本・襷本 を除く	底本・襷本 を含む
①平成26年度アンケート調査 (県境部)	白浜海岸		6
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県境部)	佐久島地区全域	開港前：T 開港後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P 2 の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
西尾市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合組合員
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会、ボランティア等
体験学習の一環として実施	佐久島に体験学習で訪れる中学生等

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。
社会的条件	また、佐久島は「にほんの里」100選に選ばれており、歴史、自然、風土、文化を守りながら、それを活かしたアートによる島おこしを行っており、年間をとおして、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
 ・調査結果の更新に伴う修正
 ・修正

(旧)

地域概要

○港湾ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	—	37
②平成21年度アンケート調査 (県境部) 「H21調査」	—	—
③平成22年度現地調査 (県境部) 「H22調査」	—	—
平成22年 回収された漂着ごみ量		
5月27日	6月10日	10月3日
50袋(450袋)	30袋(450袋)	45袋(450袋)

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）	実施時期
一色町とボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合員	6~10月のうち6日間
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会	定期的に実施

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。一色町の大提灯祭りとともに、旧家を修築した文化交流施設である弁天サロン等佐久島の観光に年間をとおして、多くの観光客が訪れている。また、商業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

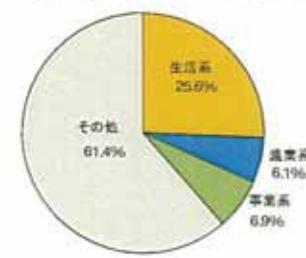
重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である南側崖を有する国定公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

(新)

重点区域 ⑥ 形原地区：蒲郡市	
对象区域	袋川河口～北浜公園南側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に漂着した板木・蒲木 春日浦海岸



H22年 海岸漂着物種別割合
(春日浦海岸)

改定内容
・修正

(旧)

重点区域候補 ⑦ 形原地区：蒲郡市	
对象海岸	蒲郡南岸 春日浦地区海岸 形原地区海岸
対象区域	蒲郡市・袋川河口～北浜公園南側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に漂着した板木 春日浦海岸



H22年 漂着物種別割合
(春日浦海岸)

(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ種ランク [※]	
		流木・漂木を除く	流木・漂木を含む
①H18一括の漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	茜郡海岸形原地区	T	△
②平成22年度現地調査 (県環境部)	茜郡海岸形原地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	形原地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：3
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・漂木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P.2 の表2-1参考

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
茜都市が補助金等を活用して実施	茜都市
茜都市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民、自治会等、市関連団体、企業、市民団体

○地域特性

自然的条件	県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、近接して温泉地があり、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標	
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。	

(旧)

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)	茜郡海岸形原地区	T
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	—	—
③平成22年度現地調査 (県環境部)	茜郡海岸形原地区	2 3
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心で漂着する。特に夏季に漂着ごみが多く発生しやすい。	

平成22年度調査結果：流木・漂木以外のごみランク(左側)と流木漂木を含んだごみランク(右側)を併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
行政単独実施	茜都市	平成21年、平成22年6月～11月末
茜都市とボランティア等民間団体との共同実施	茜都市ごみゼロ運動推進協議会	毎年5月末、9月末

○地域特性

自然的条件	県指定鳥獣保護区にある。
社会的条件	春先から初夏にかけては潮干狩りとして、レクリエーション利用がされている。また、近接して温泉地があり、多くの観光客が訪れている。なお、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

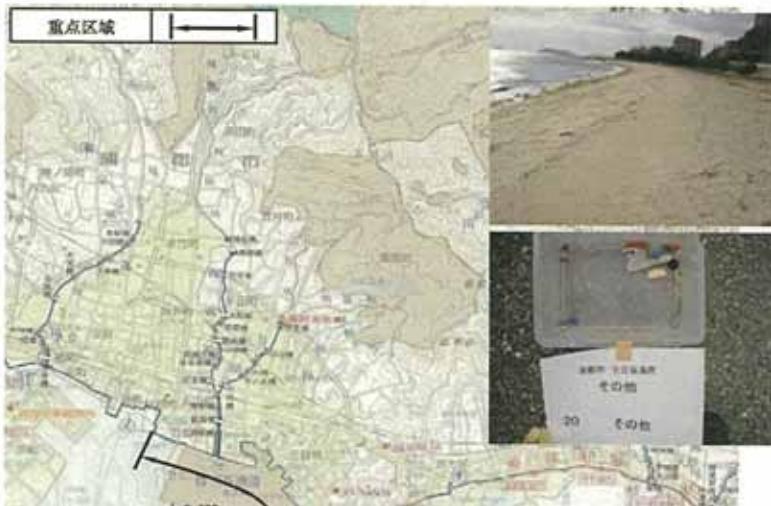
重点区域の漂着物対策推進の目標	
二河湾の奥部に位置する本地域は、鳥獣保護区であり、潮干狩りや保養地等のレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。	

改定内容

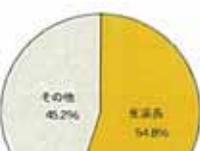
- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

(新)

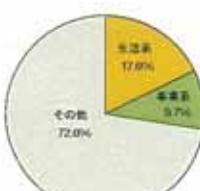
重点区域 ⑦ 蒲郡地区：蒲郡市	
対象区域	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に発生したアオサの回収作業を行う様子（二谷海岸）



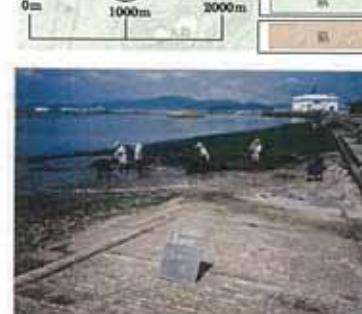
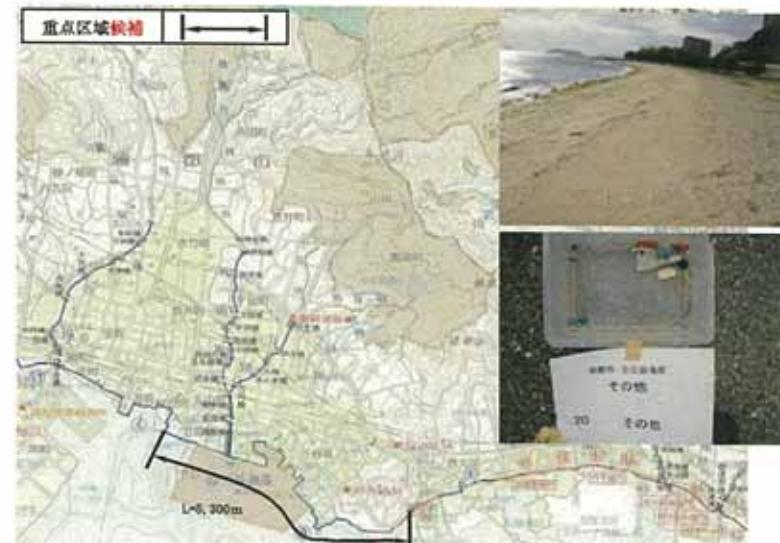
H22年 海藻類別重量の割合（竹島海岸）



H22年 海藻類別重量の割合（二谷海岸）

(旧)

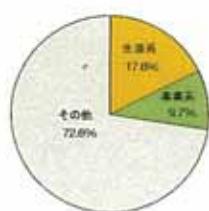
重点区域候補 ⑧ 蒲郡地区：蒲郡市	
対象海岸	三河沿岸蒲郡地区海岸、三谷漁港海岸三谷地区海岸 二河港海岸二谷地区海岸、蒲郡海岸二谷地区海岸
対象区域	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に発生したアオサの回収作業を行う様子（二谷海岸）



H22年 海藻類別重量の割合（竹島海岸）



H22年 海藻類別重量の割合（二谷海岸）

改定内容
・修正

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		沈木・灌木を除く	沈木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	三河湾海岸蒲郡地区	0	△
	蒲郡海岸三谷地区	T	△
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)「H21調査」	三河湾海岸蒲郡地区	△	6
	蒲郡海岸三谷地区	△	6
③平成22年度現地調査 (県環境部)「H22調査」	三河湾海岸蒲郡地区	T	T
	蒲郡海岸三谷地区	T	2
④平成26年度現地調査 (県環境部)	蒲郡地区全域	降雨前:T 降雨後:T	降雨前:1 降雨後:2
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に沈木・灌木を中心で漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。また、アオサに関しては海岸漂着物回収と並行してアオサの問題となっている。		

※ P 2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
蒲郡市が補助金等を活用して実施	蒲郡市
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民、自治会等、市民連団体、企業、市職員

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域であり、竹島は特別保護地区としても指定されている。 また、竹島には国の天然記念物として指定されている八百富神社社叢がある。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、竹島、水族館、温泉地、マリーナに近接していることから観光地としても利用されているほか、蒲郡市無形民俗文化財に指定されている三谷祭も行われている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)「H18調査」	三河湾海岸蒲郡地区	0
	蒲郡海岸三谷地区	T
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)「H21調査」	三河湾海岸蒲郡地区	6
	蒲郡海岸三谷地区	6
③平成22年度現地調査 (県環境部)「H22調査」	三河湾海岸蒲郡地区	T
	蒲郡海岸三谷地区	T
④平成26年度現地調査 (県環境部)	蒲郡地区全域	降雨前:T 降雨後:T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に沈木・灌木を中心で漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。また、アオサに関しては海岸漂着物回収と並行してアオサの問題となっている。	降雨前:1 降雨後:2

平成23年度調査結果：沈木・灌木以外のごみランク(左側)と沈木・灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	蒲郡市、浜町クリーンアップ委員会、ライオンズクラブ等	H17.5.29, 9.3 H18.8.28, 9.24 H19.5.27, 9.30 H21.5.24, 9.27
住民ボランティア等民間団体による車両実施	三谷漁業協同組合	—

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、竹島は特別保護地区に指定されている。また、竹島は天然記念物に指定されている八百富神社社叢がある。
社会的条件	竹島周辺は、潮干狩りとして多くの人々に利用されている。また、温泉地及びマリーナに近接しており、レクリエーション利用が盛んな地域である。漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾の奥部に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、潮干狩りや保養地等のレクリエーション利用及び、マリーナとしての利用に支障のない海岸を目指す。

改定内容

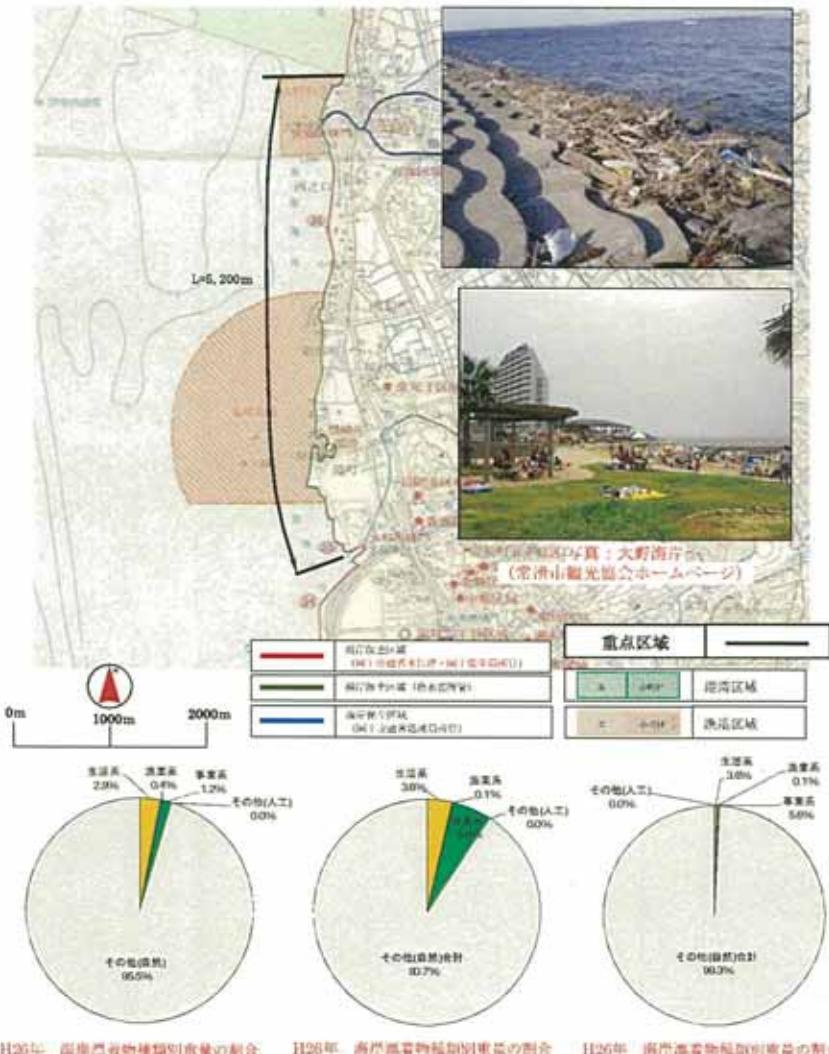
- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修文

(新)

(旧)

重点区域 8 大野・鬼崎地区：常滑市

対象区域	大野漁港～井山川河口付近
海岸管理者	熱（河川課）、常滑市



改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク [※]	
		泥水・濁水 を除く	泥水・濁水 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	常滑海岸内之口漁港地区	2	
	鬼頭漁港海岸	3	
②平成26年度アンケート調査 (県境部)	大野海岸		6
	大野海岸	2	5
	鬼頭海岸	3	7
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県境部)	多賀海岸	T	5
	大野海岸	降雨前：2 降雨後：1	降雨前：6 降雨後：5
	鬼頭海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

※ P.2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による单独実施	アダプトプログラム登録団体
漁港工事請負業者によるイメージアップ活動	守化美工業、ショウワ建設、小島組、丸茂建設

○地域特性

自然的条件	ハマヒルガオなどの海浜植物が咲き、アカウミガメの産卵が確認されている自然豊かな海岸である。 また、海岸に沿って、常滑市指定天然記念物「横戸の防風林」が存在する。
社会的条件	海水浴場、マリンスポーツ場、釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

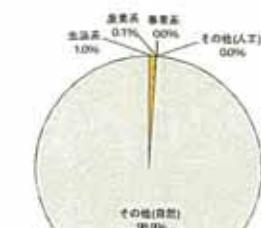
重点区域 9 りんくう地区：常滑市

対象区域 りんくうビーチ

海岸管理者 常滑市



写真：アカウミガメ上陸の看板



H26年 海岸拾い物種別割合の割合
(りんくう地区)

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の実情状況

調査名	地点名	ごみ量ランク ^③	
		流水・灌木 を除く	流水・灌木 を含む
①平成26年度アンケート調査 (県境部)	りんくうビーチ		6
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県境部)	りんくう地区	T	4
③平成26年度海岸漂着物実調査 (県境部)	りんくう地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：3 降雨後：3
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
常滑市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	アダプトプログラム登録団体、市

○地域特性

自然的条件	アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、中部国際空港の飛行機の離着陸を見近で見ることができる。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

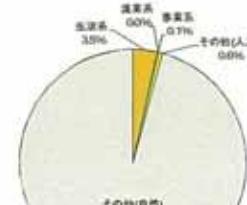
(新)

(旧)

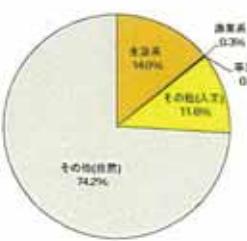
重点区域 10 常滑・小鈴谷地区：常滑市
対象区域 西尾漁港～常滑市・美浜町境
海岸管理名 黃（河川課）、常滑市



写真：潮干狩りの様子（板井海岸）
(常滑市観光協会ホームページより)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(常滑地区)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(小鈴谷地区)

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・漂木 を除く	流木・漂木 を含む
①H18一体的海岸ゴミ対策調査 (国土交通省)	羽屋漁港海岸	5	/
	常滑海岸大谷地区	0	/
	常滑海岸坂井地区	4	/
②平成26年度現地調査 (県環境部)	常滑地区	2	7
	小鈴谷地区	2	6
③平成26年度現地調査 (県環境部)	常滑地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
	小鈴谷地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場、釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

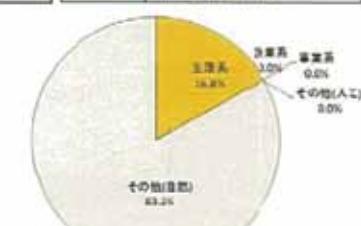
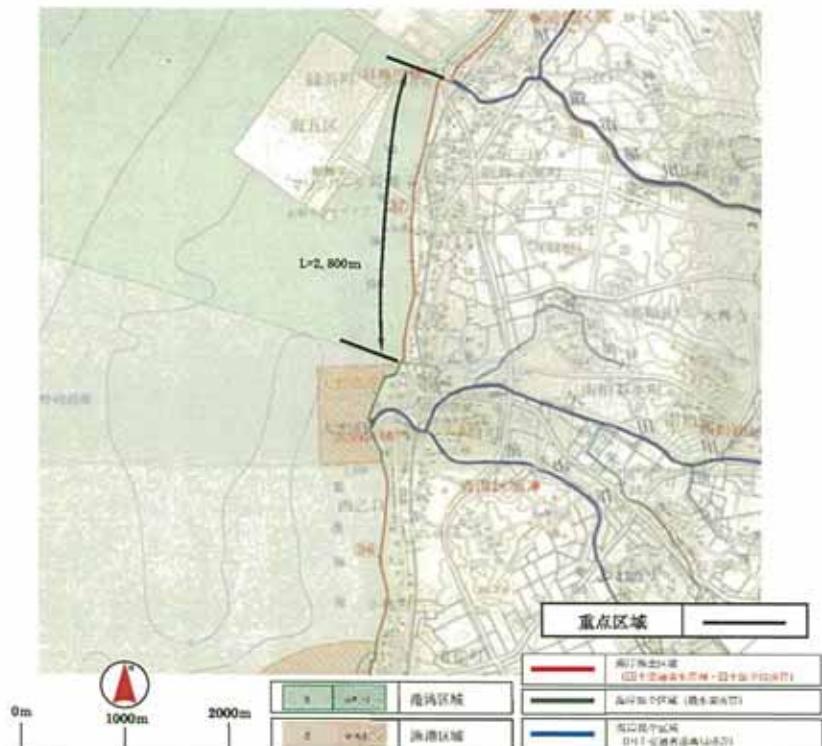
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用文脈のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

重点区域	11 新舞子地区：知多市
対象区域	日長川樋門～知多市・常滑市境
海岸管理名	碧（河川課）



改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・漂木 を除く、	流木・漂木 を含む
①H18一帯的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	新舞子地区(1)	3	/
	新舞子地区(2)	4	/
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (環境省)	新舞子地区	2	4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
知多市による単独実施	知多市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	環境を良くする市民の会、ジャパンエナジー

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、マリンスポーツ場としてレクリエーション利用がされている。また、花火大会が開催され、観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

(新)

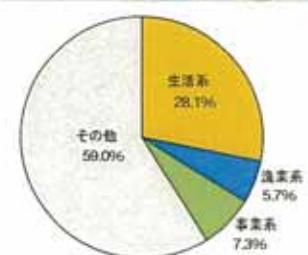
重点区域	12 涠美地区：田原市
対象区域	福江港～伊良湖海岸
海岸管理者	県（農地計画課、港湾課）



- 改定内容
- ・重点区域の延長に伴う修正
 - ・修正

(旧)

重点区域候補	② 涠美地区：田原市
対象海岸	涙美海岸伊良湖地区海岸 伊良湖港海岸(伊良湖地区海岸)
対象区域	福江漁港西端～伊良湖港海岸
海岸管理者	県（農地計画課、港湾課）

H26年 海岸帶植物種類別重量の割合
(福江港海岸立馬崎地区海岸)

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一作的漂着ごみ対策調査 (国土交通省)	渥美海岸伊良湖地区	5	—
②平成22年度現地調査 (県環境部)	渥美海岸伊良湖地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊江港海岸立馬崎地区海岸	1	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	豊美地区全域	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木等が漂着する。		

※ P.2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の單海を元しくする会 亀の子隊

○地域特性

自然的条件	伊良湖岬等の自然の景勝地が多く、三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場、釣り堀としてレクリエーション利用がされている。 また、伊良湖岬は、三重県とのターミナル港となっており、海上交通の要所となっている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸漂着の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)「H18調査」	渥美海岸伊良湖地区	5
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)「H21調査」	—	—
③平成22年度現地調査 (県環境部)「H22調査」	渥美海岸伊良湖地区	2 3
これまでの漂着ごみ状況		大雨時に灌木等が漂着する。

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	亀の子隊	月に1度
国の機関による	海上保安庁	2007年
単独実施	海上保安庁第4管区(碧海)	2008年

○地域特性

自然的条件	伊良湖岬等の自然の景勝地が多く、三河湾国定公園に含まれる地域である。また、県指定鳥獣保護区に指定されている。
社会的条件	夏季には、伊良湖海岸等が海水浴場としてレクリエーション利用がされている。伊良湖岬は、三重県等とのターミナル港となっており、海上交通の要所となっている。また、漁業も行われている。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
渥美半島の先端部に位置し、国定公園指定地域であり、海水浴を始めとするレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。

改定内容
・調査結果の更新に伴う修正
・修正

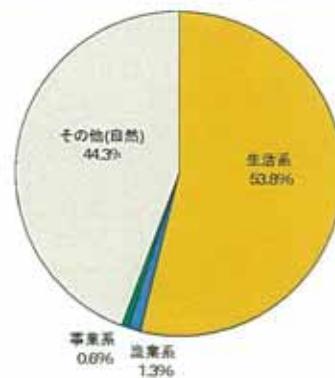
(新)

(旧)

重点区域	13 宇津江地区：田原市
対象区域	宇津江漁港全城
海岸管理者	田原市



写真：自然觀察会の様子



日27年・海岸使用者種類別構成の割合
(宇津江南岸、田原市調査)

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク [※]	
		茂木・灌木 を除く	茂木・灌木 を含む
①H18 一海的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	真美海岸宇津江・江比間地区	6	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (田原市)	宇津江地区	6	6
これまでの海岸漂着物状況	大雨、台風等異常気象時後に茂木・灌木を中心に大量のごみが漂着している。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による実施実績	渥美半島の甲海を美しくする会

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海浜生物の環境学習の場として活用されている。 また、漁港として利用されている。

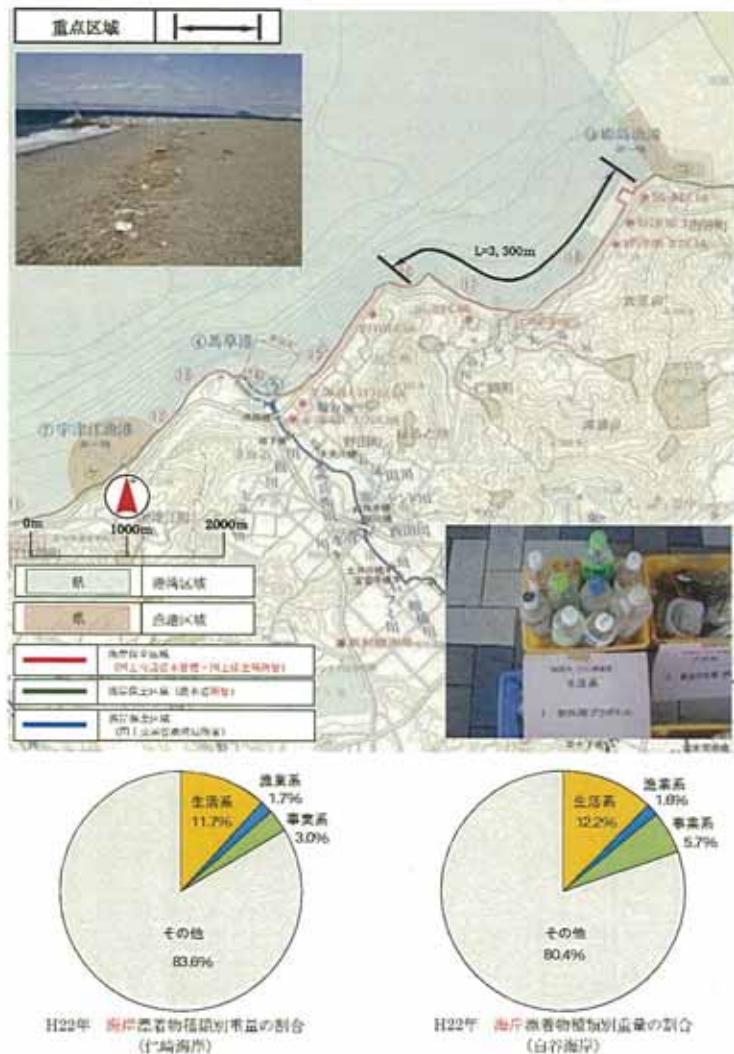
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用実障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

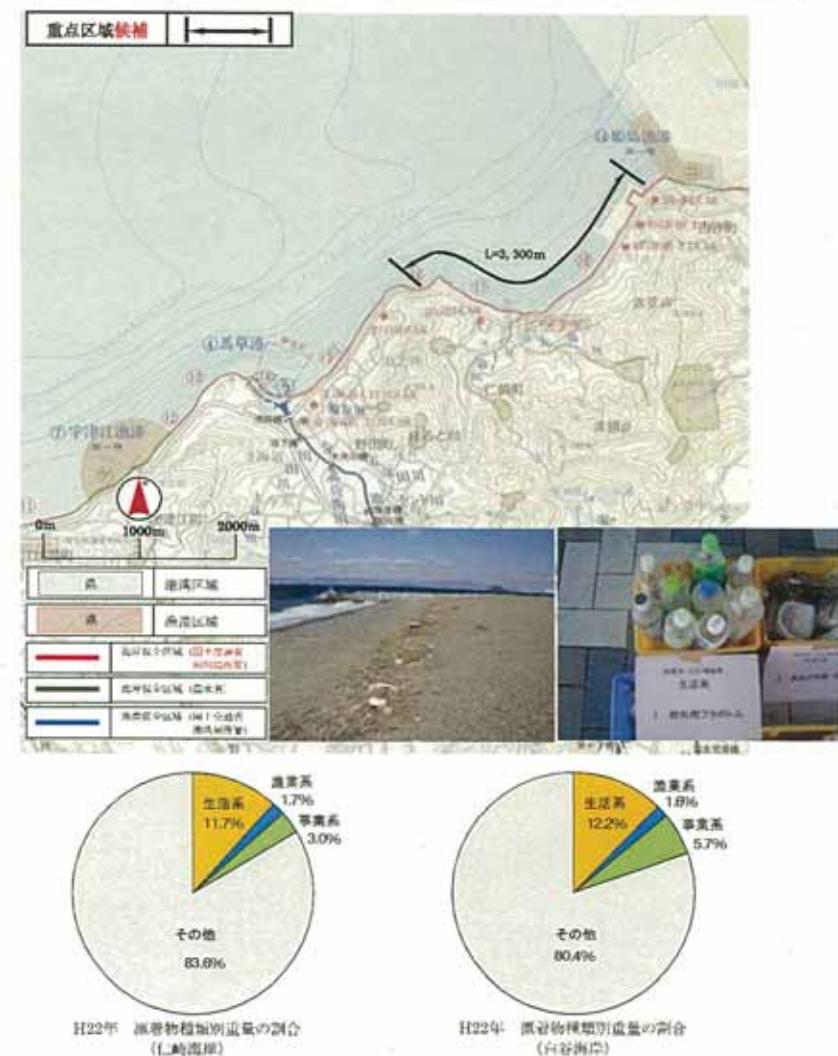
(新)

重点区域	14 仁崎・白谷地区：田原市
対象区域	白谷海水浴場北端～仁崎海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



(旧)

重点区域候補	⑨仁崎・白谷地区：田原市
対象海岸	田原海岸仁崎・白谷地区南岸、田原海岸仁崎地区海岸 田原海岸野田・仁崎地区海岸
対象区域	田原市白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



改定内容
・修正

(新)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18 一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	田原海岸仁崎・白谷地区	6	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	白谷海岸		8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	仁崎海岸	3	6
	白谷海岸	3	6
④平成20年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	仁崎・白谷地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季に海岸漂着物が多く発生		

※ P.2 の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	灘美平島の里海を美しくする会 沙川を美しくする会、愛知海運産業株式会社

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び御美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 仁崎海岸にはキャンプ場が、白谷海岸には陸上競技場など運動施設が併設されており、利用が盛んである。 また、毎年8月に白谷海水浴場で開催される龍宮まつりには、多くの観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

(旧)

地 域 概 要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)「H18調査」	田原海岸仁崎・白谷地区	6
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)「H21調査」	白谷海岸	8
③平成22年度現地調査 (県環境部)「H22調査」	仁崎海岸	3
	白谷海岸	6
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心で漂着し、夏季に漂着ごみが多く発生。	

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)を併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	沙川を美しくする会、愛知海運産業株式会社	H21.11.15

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれる地域である。
社会的条件	夏季には仁崎・白谷海岸とともに、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。仁崎海岸にはキャンプ場が、白谷海岸には陸上競技場など運動施設が併設されており、利用が盛んである。また、毎年8月に白谷海水浴場で開催される龍宮まつりには多くの観光客が訪れている。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

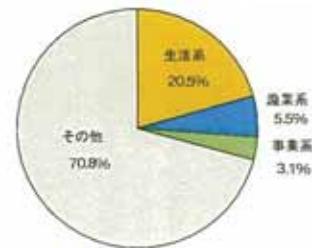
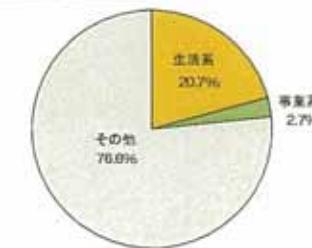
重点区域の漂着物対策推進の目標
御美半島の三河湾内側に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、海水浴などのレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。

(新)

重点区域 15 内海・山海地区：南知多町

対象区域 内海港北側～豊浜漁港北側

海岸管理者 黒（河川課）、南知多町

H22年 内海沿岸物種別重量の割合
(内海沿岸)H22年 山海沿岸物種別重量の割合
(山海沿岸)改定内容
・修正

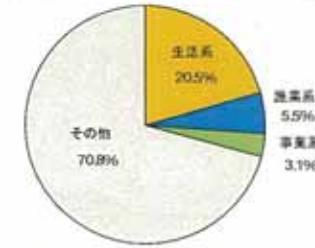
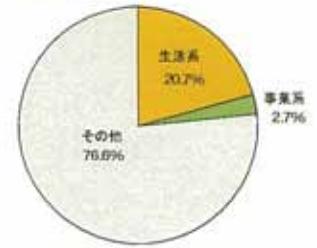
(旧)

重点区域候補 ②内海・山海地区：南知多町

対象海岸 内海港海岸東端千島ヶ浜海岸
南知多海岸内海・山海地区海岸
南知多沿岸山海・豊浜地区海岸

対象区域 南知多町 内海港北側～豊浜漁港北側

海岸管理者 黒（河川課）、南知多町

H22年 濕着物種別重量の割合
(内海沿岸)H22年 濕着物種別重量の割合
(山海沿岸)

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		沈木・灌木を除く	沈木・灌木を含む
①H18 一括的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	南知多海岸山海豊浜地区	2	斜線
②平成18年度アンケート調査 (県環境部)	内海海岸	斜線	8
	山海海岸	斜線	8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	内海海岸	1	3
	山海海岸	1	3
④平成26年度アンケート調査 (県環境部)	内海海岸	斜線	8
	山海海岸	斜線	8
⑤平成26年度海岸漂着物調査 (県環境部)	内海・山海地区全域	降雨前：1 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	人雨時に沈木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季に海岸漂着物の発生がみられる。		

参考 P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町による単独実施	南知多町
南知多町が補助金を活動して実施	南知多町
南知多町と住民ボランティア等民間団体による共同実施	南知多町、各地域の自治区、老人会、内海小・中学校、豊浜漁業協同組合
住民ボランティア等民間団体による単独実施	各地域の自治区、老人会、内海小・中学校、豊浜漁業協同組合

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海水浴場として有名な内海海岸の「千鳥が浜」は日本の渚百選にも選ばれている。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 近郊には温泉地があり、また、8月には内海海水浴場で花火大会が開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。

改定内容

- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (海上交通省) 「H18調査」	山海豊浜地区	2
②平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	内海海岸	8
③平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	山海海岸	8
これまでの漂着ごみ状況	内海海岸	1 3
	山海海岸	1 3
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に沈木を中心とする漂着し、夏季及び冬季に漂着ごみの発生	

平成22年度調査結果：沈木・灌木以外のごみランク(左側)と沈木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
天理教災害救援ひのきしん隊	H19.5.28	
内海地区	H19.6.10, 8.26, 10.22, H20.8.31, H21.8.30	
南知多観光協会内海支部	H19.7.7~8.31, H20.7.4~9.1, H21.5.7, 6.29~9.1	
内海高等学校	H19.7.6, H21.7.3	
内海小学校	H20.6.3, H21.6.23	
内海漁業協同組合	H20. 21年度中	
株式会社ライフサポート	H20.12.19, H21.11.10	
内海地区	H19.6.10, H20.8.31, H21.8.30	
山海小学校	H19.7.9, H20.5.21, 7.7	
松原老人クラブ松栄会	H19.9.20	
南知多観光協会山海支部	H20.6.2~8.31	

○地域特性

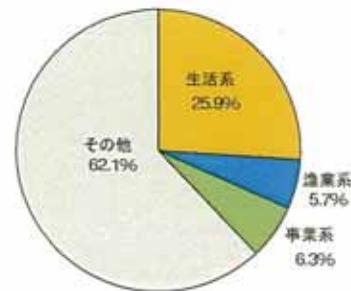
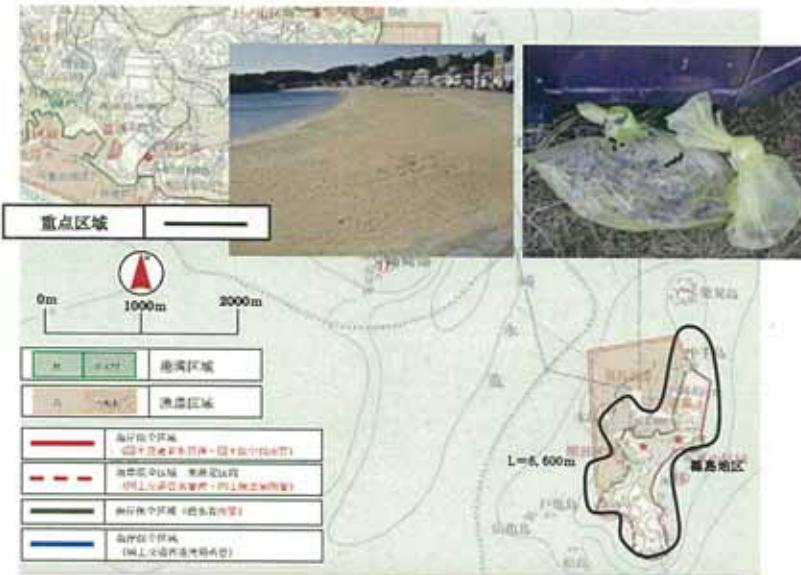
自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、自然環境に恵まれている。海水浴場として有名な内海海岸もきれいな砂浜としての「千鳥が浜」が日本の渚百選にも選ばれている。 また、アカウミガメの産卵地として重要である。
社会的条件	名古屋圏域から近く夏季には内海・山海海水浴場としてレクリエーション利用がされている。また、近郊には温泉地もあり、観光地となっていている。8月には内海海水浴場で大きな花火大会が開催され、多くの観光客が訪れている。商業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
知多半島の南西部に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、海水浴や保養地等のレクリエーション利用及び、アカウミガメなど貴重な生物にとって支障のない海岸を目指す。

(新)

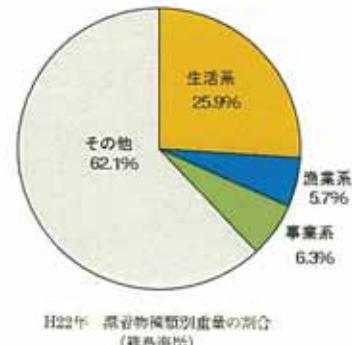
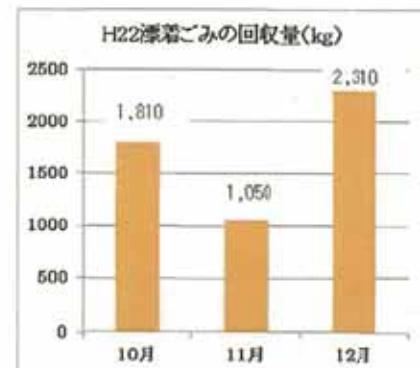
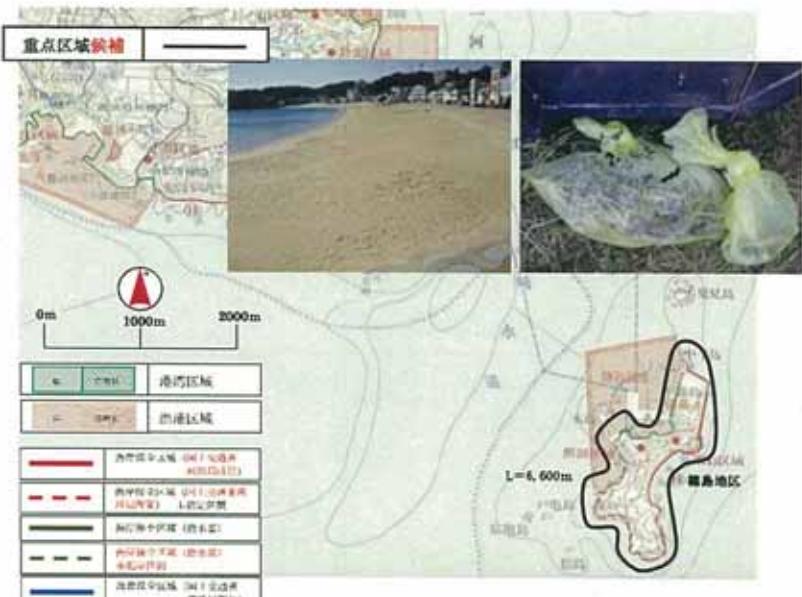
重点区域 ⑯ 篠島地区：南知多町	
対象区域	篠島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



改定内容
・修正

(旧)

重点区域候補 ⑦ 篠島地区：南知多町	
対象海岸	知崎南岸篠島地区海岸 糸島港北岸海岸
対象区域	南知多町の篠島外周全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①平成22年度現地調査 (黒潮域部)	鷺島海岸	T	I
②平成26年度アンケート調査 (黒潮域部)	鷺島海岸		8
③平成26年度海岸漂着物量調査 (黒潮域部)	鷺島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：I 降雨後：I
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度現地調査 (国土交通省)	「H18調査」	—
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	「H21調査」	—
③平成22年度現地調査 (県環境部)	鷺島海岸	T I
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心にはじめとする様々なごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。	

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	鷺島観光協会	定期的に実施

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国定公園指定地域として支援のない海岸を目指す。

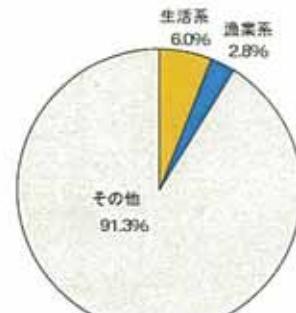
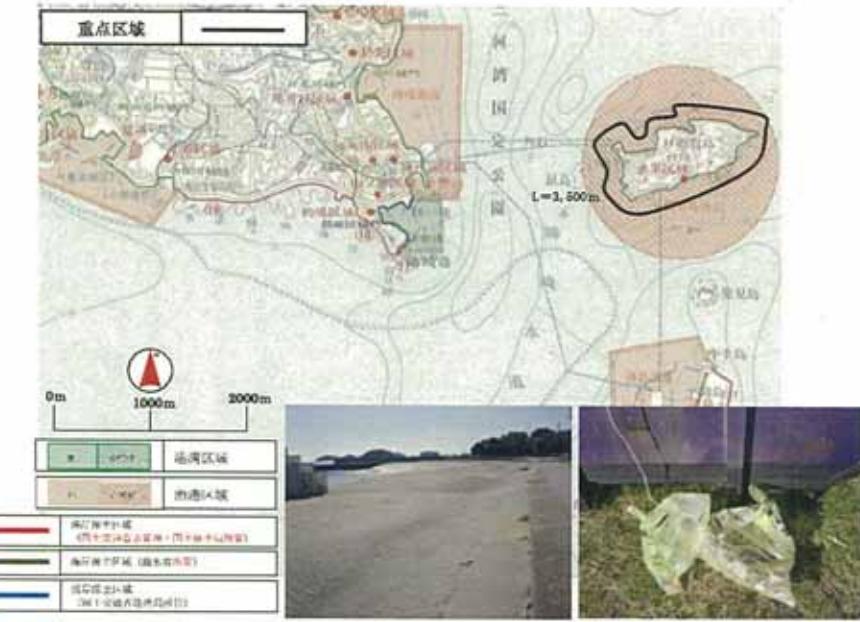
改定内容
 ・調査結果の更新に伴う修正
 ・修正

(新)

重点区域 17 日間賀島地区：南知多町

対象区域 日間賀島内海岸全域

海岸管理者 南知多町



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(日間賀島海岸)

改定内容
・修正

(旧)

重点区域候補 ④ 日間賀島地区：南知多町

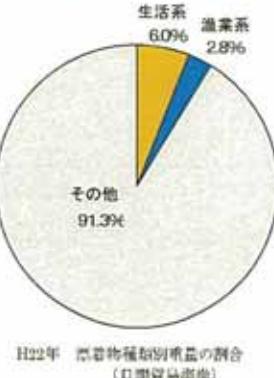
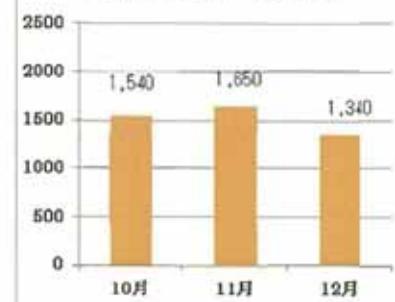
対象海岸 日間賀港海岸日間賀地区海岸

対象区域 南知多町の日間賀島外周全域

海岸管理者 南知多町



H22漂着ごみの回収量(kg)



H22年 漂着物種類別重量の割合
(日間賀島海岸)

(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成22年度現地調査 (県境部)	日間賀島海岸	T	2
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県境部)	日間賀島地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：T 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P.2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

自然的条件	二河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
 ・調査結果の更新に伴う修正
 ・修正

(旧)

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)	—	—
②平成21年度アンケート調査 (県境部)	—	—
③平成22年度現地調査 (県境部)	日間賀島海岸	T 2
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心にはじめとする様々なごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。	

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木・灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	日間賀島観光協会	定期的に実施

○地域特性

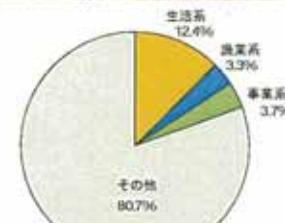
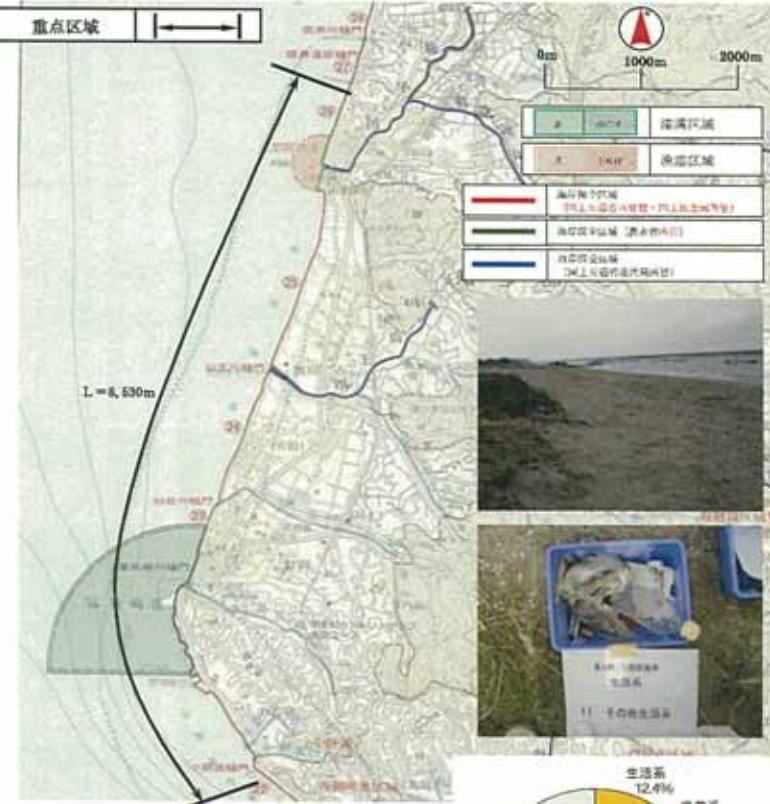
自然的条件	二河湾国定公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどとしてレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。なお、漁港としても重要な地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
二河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である歴史を有する国定公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

(新)

重点区域 18 美浜地区：美浜町	
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県(河川課、港湾課)、美浜町



H22年 海洋漂着物種別割合
(西部海岸)

(旧)

重点区域候補 ①美浜地区：美浜町	
対象海岸	上野駅漁港海岸奥田・上野間地区海岸 大浜海岸 小野浦、野園、野間・奥田、奥田、上野間地区海岸 富具島港海岸富具崎地区海岸
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県(河川課、港湾課)、美浜町

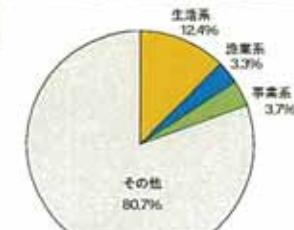
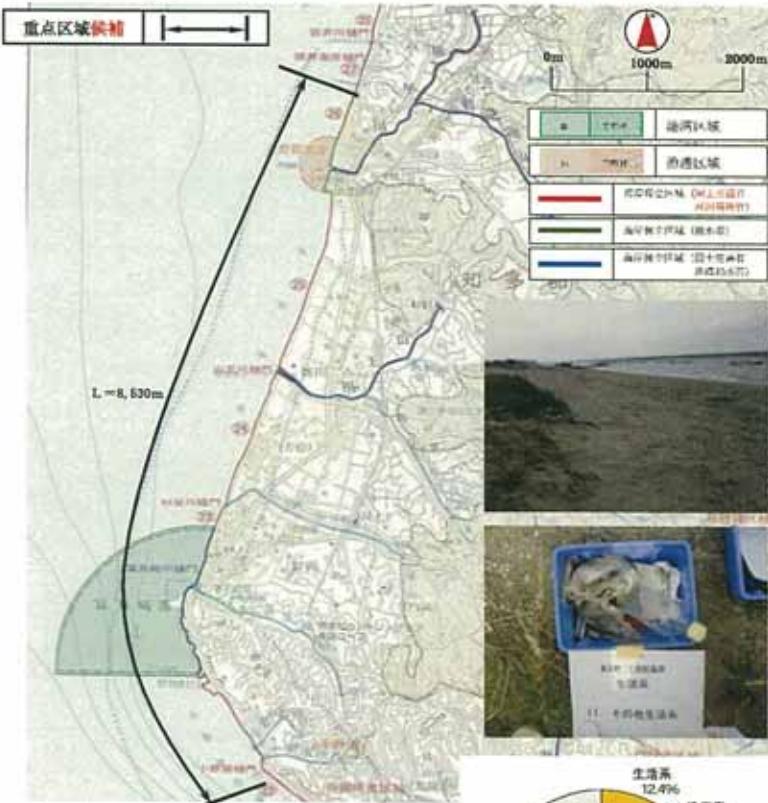


写真: 夏場に清掃活動をする子供たちの様子
海水・泥水に混じって生活ごみも見られる

改定内容
・修正

(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク	
		洗木・灌木 を除く	洗木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	美浜海岸小野浦内海地区	0	△△△△
	富具崎港海岸	1	△△△△
	美浜海岸野間奥田地区	2	△△△△
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	西部海岸（上野間地区）	△△△△	3
③平成21年度現地調査 (県環境部)	西部海岸（上野間地区）	2	5
④平成26年度海岸漂着物調査 (県環境部)	美浜地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	人雨時に洗木・灌木を中心にはれ着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

※ P.2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民、美浜クリーンパートナー、野間中学校、日本福祉大学、企業など
行政単独実施	美浜町

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び南知多島立自然公園に指定された地域である。 また、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 なお、アカウミガメの産卵も確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(旧)

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)「H18調査」	野間馬田地区	2
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)「H21調査」	西部海岸（上野間地区）	3
③平成22年度現地調査 (県環境部)「H22調査」	西部海岸（上野間地区）	2 5
これまでの漂着ごみ状況		大雨時に洗木を中心に漂着し、夏季及び冬季も漂着ごみの発生がみられる

平成22年度調査結果：洗木・灌木以外のごみランク(左側)と洗木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民など 野間漁業協同組合	随時実施 定期的に実施
	美浜町漁業協同組合	定期的に実施
行政単独実施	美浜町	—

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 また、アカウミガメの産卵地として重要である。
社会的条件	夏季を中心に野間海水浴場・野間海水浴場・若松海水浴場・奥田海水浴場などでレクリエーション利用がされている。また、春から夏にかけて潮干狩りも行われ、海岸利用が盛んな地域である。遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの利用者がいる。なお、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
知多半島の西部に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、海水浴や潮干狩りなど様々なレクリエーション利用及び、アカウミガメなど貴重な生物にとって支障のない海岸を目指す。

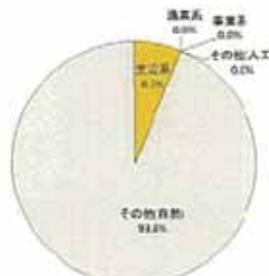
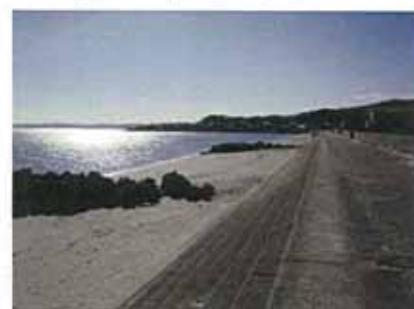
改定内容

- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

(新)

(旧)

重点区域	19 布土地区：美浜町
対象区域	布土川河口～布土海水浴場南端
海岸管理者	県(河川課)



改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の累積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18 一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	市土地区	0	△
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	市土地区	T	4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

* P.2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による单独実施	近隣住民・美浜クリーンパートナーなど

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用又障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

2 海岸漂着物対策の内容

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、団、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

(1) 重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、団、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取り組みを担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物対策は、重点区域だけの課題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物が海岸に堆積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物の円滑な処理を推進する。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物の適切で円滑な処理の実施に努める。

4-2. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、県の基本方針を踏まえ、海岸漂着物等の処理に関する施策・発生抑制に関する施策及び環境学習・普及啓発に関する施策を整理した。

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、団、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

1) 重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、団、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取り組みを担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物は、重点区域だけの問題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等が海岸に堆積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を進めることが、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物等の円滑な処理に努める。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物等の適切で円滑な処理の実施に努める。

(2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や自然物が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・ごみの排出抑制

海岸漂着物の発生抑制を図るために、日常生活に伴って発生するごみの排出抑制に努める。

このため、「愛知県廃棄物処理計画」において定めた「ごみの軽減出量」や「処理しなければならないごみの一人一戸当たりの量」の数量目標を達成するための施策を推進する。

・ポイ捨て・不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いことから、発生抑制を図るためにには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域における不法投棄の未然防止を図る。

・環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の発生抑制を図るためにには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、環境学習を通じて海岸漂着物に関する課題の普及・啓発を目的として、平成25年度に作成した環境学習プログラムを実施・推進するとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行う。

また、P20に示した海岸漂着物の発生状況調査結果においても、河川において1.2kg/m のごみが確認され、その72%は日常生活に伴って発生したごみであり、これらがいざれ海へと流出するものである。

この調査結果を基に作成した啓発資料（横断幕、リーフレット）を活用した普及・啓発を推進する。

2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や廃木が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物の発生抑制を図るためにには、まず、日常生活に伴って発生するごみの発生抑制に努めることが重要である。

このため、行政と民間事業者が連携して行われている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活動等や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を積極的に推進することにより、廃棄物の発生抑制と適正な処理を確保し、循環型社会の実現に努める。

・ごみ等の不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いことから、発生抑制を図るためにには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。

このため、ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法及び海洋汚染防止法等に基づく規制によって対応すべきものであり、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な執行に努める。

・環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の発生抑制を図るためにには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、積極的に海岸清掃活動等に参加できるよう、環境学習の推進に努めるとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行うように努める。

(新)

・海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流物」と言う。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」と言う。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制に資するものである。

海岸漂着物の発生抑制を図るため、また、海洋環境の保全等のため、漂流物及び海底の堆積物の回収・処理を推進する。

(旧)

改定内容

・「海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進」を追加

(新)

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

1 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して整理した。なお、()は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に關し、総合的な施策を策定し、実施する（9条）
- 基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める（13条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る（27条）
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努める（28条）
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる（29条）

●県の役割

- 愛知県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、地域計画の策定・変更等に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施する（14、15条）
- 海岸漂着物処理法に規定する「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の効率的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る（16条）
- 海岸漂着物の汚染な処理が推進されるよう、技術的な助言等に努める（17条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る（27条）

改定内容
・修正

(旧)

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

5-1. 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して関係者ごとに整理した。なお、()は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法の規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定、総合的な施策の策定・実施（9条）
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生状況の把握や原因調査の実施（22条）
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発の実施（27条）
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及（28条）
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置（29条）

●県の役割

- 地域計画の策定及び愛知県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、計画変更等に関する協議、対策推進に係る連絡調整を実施（14、15条）
- 海岸漂着物処理法で制定された「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の効率的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る（16条）
- 海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意思の表明、技術的支援等に努める（17条）
- 漂着物発生抑制を効果的に推進するため、海岸漂着物の発生状況の把握に努める（22条）
- 海岸漂着物等に關し、広報活動等を通じて普及啓発活動の実施（27条）

(新)

●海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる (17条)
 - ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める

●市町村の役割

- 海岸周辺の特性に応じた施策を実施する (10条)
- 海岸漂着物の処理に関して、必要に応じ、海岸管理者へ協力する (17条)
 - ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分する
- 海岸漂着物が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を要請することができる (18条)
- 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援に努める (25条)

●民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、情報活動等を実施する
- 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等への取り組みに積極的に参加する

(旧)

●海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔さが保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施 (17条)
 - ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めること

●市町村の役割

- 海岸周辺の特性に応じた施策の実施 (10条)
 - 漂着物処理に関して、必要に応じて、海岸管理者等への協力 (17条)
 - ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者等と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分すること
 - 海岸漂着物等が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者等に対して、海岸漂着物の処理に必要な措置を要請 (18条)
 - 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援などを実施 (25条)
- 民間団体等の役割
 - 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、情報活動等への参加 (11条)
 - 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等への取り組みに積極的に参加 (11条)

改正内容
・修正

(新)

2 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5-1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、駿河湾を越えて移動するため、平成24年4月に伊勢湾流域圏の東海二県一市（愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市）で、海岸漂着物対策検討会を設置し、広域的に相互協力していくこととした。



(旧)

5-2 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5-1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、今後必要に応じて、関係自治体等と広域的に連携した発牛抑制対策等を行う。



改定内容

- ・三県一市で設置した「海岸漂着物対策検討会」における相互協力体制を追加

**第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及び
その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項**

○ モニタリングの実施

県及び市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等のモニタリングを実施するものとする。

○ 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者及び市町村は、災害などで大量に海岸漂着物が発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

○ 地域計画推進に当たって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜、地域計画の変更（見直し）を行う。

**第6章 対策の実施にあたり配慮すべき事項及び
その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項**

6-1. モニタリングの実施

県、海岸管理者、市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等の情報提供を求めるものとする。

6-2. 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者、市町村は、災害などで大量に海岸漂着物等の発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

6-3. 地域計画推進にあたって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。

改定内容
・修正